

令和5年12月24日執行
上三川町議会議員選挙

指定病院等における 不在者投票の手引

注意事項

投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。

上三川町選挙管理委員会

は し が き

この手引は、令和5年12月24日に行われる上三川町議会議員選挙（以下「町議会議員選挙」という。）における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書を御熟読いただきますとともに、御不明の点については、お気軽に上三川町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

目 次

第 1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
(1)	指定病院等で不在者投票ができる者	1
(2)	不在者投票のできる期間等	3
(3)	投票用紙等	3
第 2	不在者投票管理者の職務等	3
1	不在者投票管理者とは	3
2	不在者投票管理者の主たる事務	4
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	4
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	4
第 3	指定病院等における不在者投票事務の流れ	5
第 4	指定病院等における不在者投票の方法等	7
1	選挙人に対する周知	7
2	投票用紙等の請求	8
3	投票記載場所の設備	1 2
4	不在者投票	1 4
5	投票の送付	1 9
6	汚破損及び残余の投票用紙等の処理	1 9
第 5	その他	2 0
1	選挙公報の送付	2 0
2	経費の請求	2 0
図 1	投票用封筒（外封筒）（例）	2 1
図 2	送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）（例）	2 1
	お知らせ（原稿）	2 2
	別記様式 1（報告書）	2 3
	別記様式 1（報告書）〈記載例〉	2 4

問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会（上三川町役場総務課内）

住所 〒 3 2 9 - 0 6 9 6 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

TEL 0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 1 6

FAX 0 2 8 5 - 5 6 - 6 8 6 8

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

町議会議員選挙の選挙の期日の告示の日（以下「選挙の告示日」という。）は12月19日、選挙の期日（投票日）は12月24日です。

(2) 町議会議員選挙において投票ができる選挙人は、次の2つの要件を満たす者です。

① 町議会議員選挙の選挙権を有する者であること。

町議会議員選挙の選挙権を有する者とは、12月24日（選挙の期日）現在の次のいずれにも該当する者です。

ア 日本国民である者

イ 年齢満18年以上である者

ウ 上三川町に引き続き3箇月以上住所を有する者

② 12月24日現在において町委員会の選挙人名簿に登録されている者であること。

選挙人名簿に登録されている者とは、平成17年12月25日以前に生まれた日本国民で、上三川町に現に住所を有し、令和5年9月18日以前にその者に係る本町の住民票が作成され（転入者については、9月18日以前に転入届がなされ）、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されている者

（注） 選挙の期日（12月24日）において、町委員会の選挙人名簿に登録されている者であっても、12月23日までに他の市町村に住所を移した者は、選挙権がなくなるので投票できません。

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

① 今回の町議会議員選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次のいずれかに該当する者に限られます。

(ア) 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

(イ) 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

(ウ) 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）

(エ) 選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院少年鑑別所にある場合

② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の3つの方法のいずれかでも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、町委員会の委員長（以下「町委員長」という。）に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（町委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

この方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

イ 選挙人が自ら、町委員長に投票用紙等を請求し、現に所在し若しくは居住する市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、町委員長宛て申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、町委員長に投票用紙等を送付する方法（以下「郵便等投票」という。）

(2) 不在者投票のできる期間等

① 指定病院等における不在者投票のできる期間は、選挙の告示日の翌日（12月20日）から選挙の期日の前日（12月23日）までの4日間です。また、不在者投票のできる時間は、この間の毎日午前8時30分から午後5時まで（土曜日と同じ。）です。

② 投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。ただし、町委員長が投票用紙等を直接交付するのは、不在者投票の開始日（12月20日）（郵便等をもって送付する場合には、12月18日）以降となる予定です。

なお、不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても、不在者投票を行う日は、開始日（12月20日）以後に設定しなければなりませんので御留意ください。

③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から町委員長に送致又は郵便等（速達扱いとする。）によって送付することになります。なお、送致等を受けた町委員長は、当該投票を選挙の期日（12月24日）の投票所閉鎖時刻（午後8時）までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、送付の際には、選挙の期日の前日までに町委員長に届くよう努めてください。

(3) 投票用紙等

① 投票用紙は、水色の用紙に赤刷となっています。

② 投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院にあつては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあつては当該施設の長が、労役場及び監置場にあつてはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあつては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

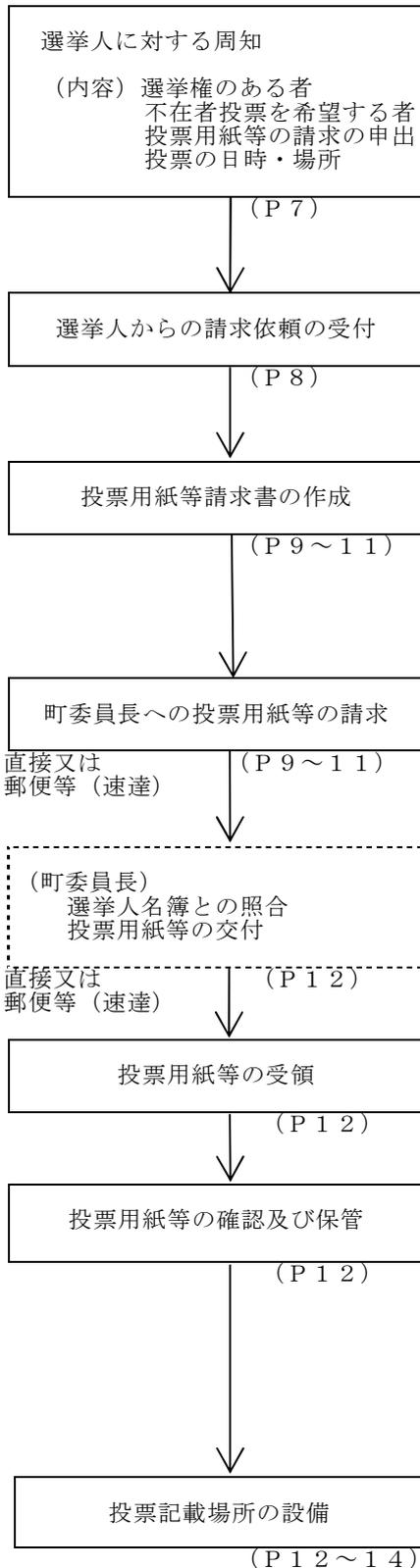
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いには慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護老人保健施設にあつては、院長若しくは施設の長の職務を代理する医師又は歯科医師が、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にあつては、その長の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ



- ① 周知の掲示表の様式は「第4の1 選挙人に対する周知」(P7)の(例)を参照してください。
- ② 投票の日時は、選挙の告示日の翌日以降なるべく早い日で、希望者全員が投票できるような日を定めることが適当です。
- ③ 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるよう定められています。

「不在者投票用紙等請求依頼書」(P8参照)により、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼を受けてください。

- ① 投票用紙等請求書(表書)及び(別紙)を作成してください。
- ② (別紙)については、不在者投票事務処理用として、別にもう1部を作成(複写機等により複写)しておいてください。

- ① 投票用紙、外封筒、内封筒が間違いなくあるかどうかを確認してください(本町の場合、外封筒表面最下部に選挙人の氏名を鉛筆等で記載した上、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットになっています。)
- ② 投票用紙等は、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して指定病院等において不在者投票を行う日まで厳重に保管してください。

「第4の3 投票記載場所の設備」(P12~14)を参照してください。

立会人等の選任
(P 1 4)

- ① 選挙権を有する者の中から立会人を選任してください（人員は1名以上）。（P 1 4 参照）
- ② 代理投票の補助者（2人）を、投票を記載する場所において不在者投票事務に従事する者のうちから選任しておいてください。この場合、①により選任した立会人の意見を聴いて、補助者を選任してください。
- ③ 投票事務従事者を適宜選任し、事務分担を定めておいてください。
- ④ 立会人は、代理投票の補助者、投票事務従事者及び不在者投票管理者とは兼ねることができません。

投票
(P 1 4 ~ 1 9)

投票の手順等については、「第4の4 不在者投票」（P 1 4 ~ 1 9）を参照してください。

外封筒への所要事項の記載等の確認
(P 1 9)
(P 2 1 図1)

- ① 外封筒裏面への投票年月日、投票場所（「〇〇病院△△会議室」等具体的場所）、病院等の名称及び不在者投票管理者名等、所要事項の記載（ゴム印でもよい。）を確認してください（図1（P 2 1）参照）。
- ② 表面に選挙人の署名があるかどうかを再度確認してください。
- ③ 裏面に立会人の署名があるかどうか確認してください。
- ④ 外封筒に完全に封がしてあるか再度確認してください。

梱包
(P 1 9)
(P 2 1 図2)

- ① 町委員長宛てに一括梱包してください。
- ② 梱包の表面に「不在者投票在中」と朱書し、裏面に不在者投票管理者の職名、氏名を記載（ゴム印でもよい。）してください（図2（P 2 1）参照）。
- ③ 残余の投票用紙等については、投票を行わなかった者の住所、氏名を明らかにする書面（投票事務終了後に事務従事者が使用した（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた表（以下「不在者投票事務処理表」という。）（P 1 8）のコピーでもよい。）を付して、町委員長宛てに同封してください。

町委員長への送付
〔直接又は郵便等（速達）〕
(P 1 9)

選挙の期日の前日（12月23日）までに町委員長に届くよう努めてください。

経費の請求
(P 2 0)

町委員会宛て別記様式1（P 2 3）の報告書（兼請求書）に不在者投票事務処理表（P 1 8）のコピーと通帳の写しを添付して1月12日までに報告（請求）してください。

第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票事務を行う場合についての具体的な手続を、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

(1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を行ってください。この際、次の（例）のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

※ なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員等の勤務者や、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

（例）

お 知 ら せ	当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっていません。
一 投票日時	つきましては、来る十二月二十四日に執行されます上三川町議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。
令和五年十二月〇日	
午前〇時～午後〇時	
二 場 所	
第一病棟第一会議室	
なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできませんが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。	
また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上おいでください。	
山川病院院長 山川 一郎	

※ 掲示表の原稿を22ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。

(2) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

(1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、選挙の当日（12月24日）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。

この依頼は、別添の不在者投票用紙等請求依頼書（下記様式参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記載させることにより行うものです。（点字投票該当者（4の(3)②「点字投票」（P15）参照）又は代理投票該当者（4の(3)③「代理投票」（P16）参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記載しても差し支えありません。ただし、この場合は代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。）

また、点字で投票しようとする場合は、その旨申し立てることになっていますので、該当する番号を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も、（別紙）用紙による不在者投票事務処理表（4の(4)「投票の事務処理」（P18）参照）と併せて、当分の間保存してください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和5年12月24日執行の上三川町議会議員選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。

令和5年 月 日

住 所 上三川町 _____

氏 名 _____

明治
大正 _____年 月 日生
昭和
平成

不在者投票管理者 様

※点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）

・有

(2) 指定病院等の長が行う町委員会への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)①イ(P2)の者に限る。）、直ちに町委員長に対し、投票用紙等請求書（記載例(P10)参照）により、直接又は郵便等（速達）によって投票用紙等の交付を請求してください。

- ① 当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区の区域については、既に町委員会から交付されている資料（区域を示したもの）を参照してください。
- ② 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情等により実際に投票をしなかった選挙人の投票用紙等については、町委員長に返還することになりますが（6の(2)（P19・20）参照）、返還が極力発生しないよう、選挙人から請求の申出があった際に投票の意思を十分確認の上、請求するようにしてください。

(記載例)

投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（ 甲 山 太 郎 ほか 3名）は、令和5年12月24日執行の上三川町議会議員選挙の当日、当 病 院 にあるため、当 病 院 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年 〇 月 〇 日

〒〇〇〇—〇〇〇〇
〔所在地〕 〇〇町〇〇〇〇番地

〔病院等の名称〕 山川病院

電話番号〇〇〇〇（〇〇）〇〇〇〇

〔病院長等の職・氏名〕 院 長 山 川 一 郎

〔請求書作成者の職・氏名〕 総務課長 乙野 二郎

※ 病院長等の押印は不要

上三川町選挙管理委員会委員長 様

(別 紙)

No. 1

令和5年12月24日執行 上三川町議会議員選挙

〔指定病院等名称〕 山 川 病 院

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	備考
上三川町大字上三川〇〇番地〇〇	甲 山 太 郎 明・大・昭・平 11・6・5		
上三川町大字上郷〇〇番地〇〇	大 山 花 子 明・大・昭・平 8・2・23		
上三川町しらさぎ〇丁目〇番〇号	山 田 一 郎 明・大・昭・平35・12・15	○	
上三川町大字多功〇〇番地〇〇	乙 山 一 郎 明・大・昭・平 2・8・8		
以 下 余 白	明・大・昭・平 . .		

投票事務処理欄		
立会人氏名	()	
投票事務従事者氏名	(青田みどりほか1名)	
用紙等交付	投票月日	代理投票補助者氏名
		点字の場合

この別紙は、投票用紙を請求する場合に記載後1部をコピーして、手元においてください。

〔投票用紙等請求書の記載要領〕

- ① 別添の投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」（表書）及び「（別紙）」（請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙）の2種類です。
 - ② 請求書用紙は、10ページの「記載例」の要領で記載してください。
 - ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「（別紙）」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
 - ④ 「投票用紙等請求書」（表書）用紙1枚及び「（別紙）」用紙（所要枚数）をとじてください。
 - ⑤ 「（別紙）」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう1部を同時に作成するか、あるいは、記載が終わった後に複写機により複写しておいてください。
- (注) （別紙）用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。

町委員長に対し投票用紙等を請求する際には、（別紙）用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

町委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めるときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等（速達）により送付します（選挙の告示日（12月19日）までに請求を受けたものについては、直接交付する場合は12月20日以降に交付し、郵便等をもって送付する場合は12月18日以降に送付します。）。

(3) 指定病院等の長は、町委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（封筒は、外封筒及び内封筒）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、町委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名を鉛筆等で記載しており、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

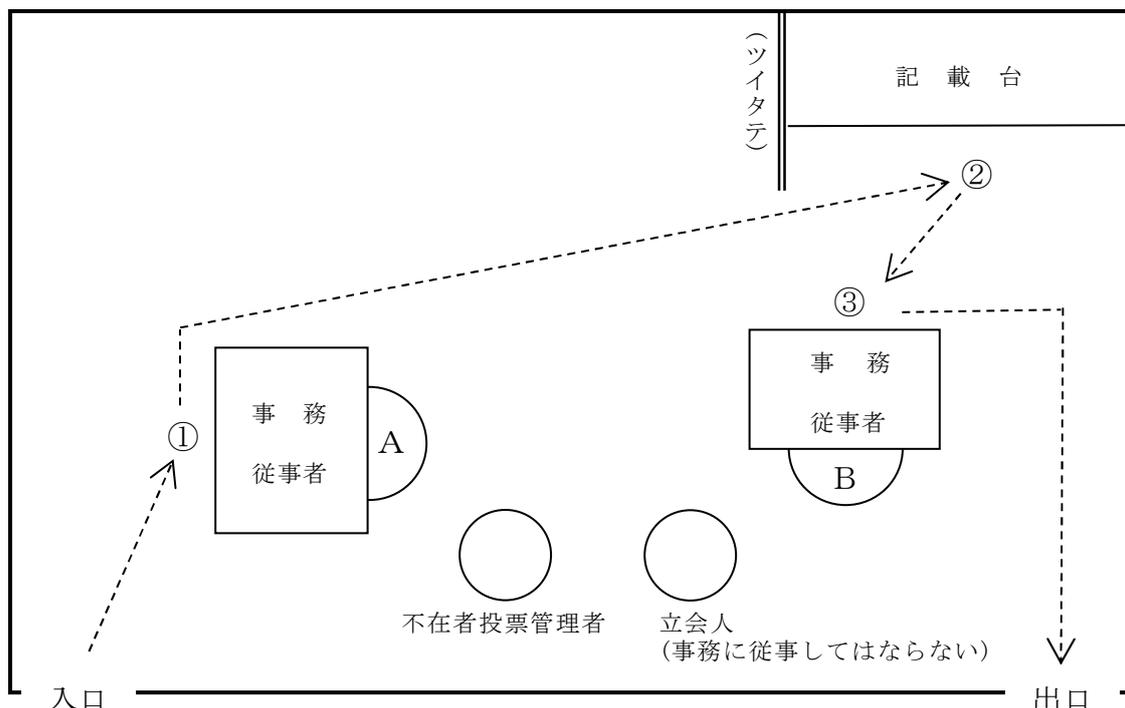
3 投票記載場所の設備

(1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、本町における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は次のとおりです。

(不在者投票を行う場所の配置例)



(備考) 点線、番号及び事務従事者の記号 (A、B) は、4の(2)「投票の進め方」の手順の③まで (P 14・15) 及び4の(3)③「代理投票」(P 16)の表示と一致しています。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
 - ② 記載台には、鉛筆 (3本程度) を用意してください。
 - ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
 - ④ 立会人 (4の(1) (P 14) 参照) は常に1名以上着席していなければなりません。また、投票事務の補助は行ってはなりませんし、代理投票の補助者となることもできません。
- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書 (例えば表彰状) が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の

外で選挙公報や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

(1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満18年以上の者であればよく、町議会議員選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることができません。

なお、立会人は施設関係者以外の方を選定するよう努めてください。

(2) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日（12月23日）午後5時までに（なるべく早めがよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（3の(1)で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には候補者1人の氏名を記載する旨を説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（(4)「投票の事務処理」（P18）参照）。

② 投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には、候補者1人の氏名を記載します。

イ **内封筒**に投票用紙を入れ、封筒上部のシールをはがして封をします。

ウ **外封筒**に**内封筒**を入れ、封筒上部のシールをはがして封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に**署名**（代理投票の場合を除き、必ず**自書**する。）します（図1（P21）参照）。

〔 点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。〕

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、署名及び封の確認をして受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させてください。

ウ 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（図1（P21）参照）。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名（必ず自書する。）します（図1（P21）参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

(3) 投票の記載上の留意事項

① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表面に「点字投票」である旨の表示がなされています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由のため、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

〔許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。〕

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人に、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、不在者投票事務に従事する者のうちから不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者（A）は、投票用紙等を交付した時は、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2名の氏名を記載してください（「(4)投票の事務処理」（P 18）参照）。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

(7) 補助者 2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、さらにそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認の上、受領します。

カ 以下、前記「(2)投票の進め方」の手順④以下（P 15参照）に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、町委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることとなります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）に外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒の表面左下の「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることとなります（図1（P 21）参照）。

(4) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した(別紙)用紙を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

(記載例)

(別紙)

No. 1

令和5年12月24日執行 上三川町議会議員選挙

[指定病院等名称] 山 川 病 院

投票事務処理欄			
立 会 人 氏 名	(海山 二郎)		
投票事務従事者氏名	(青田みどりほか1名)		
用紙等交付	投票月日	代理投票補助者氏名	
交付せず		投票しなかった場合	
レ	投票せず		
レ	12月23日		
レ	12月23日	乙川 二郎 甲山 三郎	
レ	12月23日		
投票した場合「レ」や空欄ではなく、必ず投票した月日を記載してください。			

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	備考
上三川町大字上三川〇〇番地〇〇	甲 山 太 郎 明・大・昭・平 11・6・5		
上三川町大字上郷〇〇番地〇〇	大 山 花 子 明・大・昭・平 8・2・23		
上三川町しらさぎ〇丁目〇番〇号	山 田 一 郎 明・大・昭・平35・12・15	○	
上三川町大字多功〇〇番地〇〇	乙 山 一 郎 明・大・昭・平 2・ 8・ 8		
以 下 余 白	明・大・昭・平 . . .		
	明・大・昭・平 . . .		
	明・大・昭・平 . . .		

① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙を交付した場合は、「レ」の記号を記載します((2)の①「投票用紙等の交付」(P14)及び(3)の③エ「投票用紙等の交付」(P16)参照)。

なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者につ

いては投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を抹消（×印）し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

② 代理投票を行った場合は、補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。

③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。

④ 投票事務終了後、事務従事者（A）が使用した（別紙）用紙をとりまとめ、不在者投票事務処理表を記載例（P18）のように作成し、保存してください。

※ この不在者投票事務処理表のコピーを、不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくこととなります。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに町委員長に直接又は郵便等（速達）で送付してください（図1、図2（P21）参照）。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

(1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、町委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。

(2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表（P18）のコピーでもよい。）を添

付して、町委員長に返還してください。

この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。

- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず町委員長に返還してください。

第5 その他

1 選挙公報の送付

上三川町外に所在する指定病院等については、申出により送付しますので、その旨町委員会までご連絡ください。発送は、印刷の都合上、12月21日以降となります。なお、選挙公報は町ホームページにも掲載する予定です。

2 経費の請求

- (1) 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、1月12日（金）までに報告書（兼請求書）（別記様式1（P23））に、不在者投票事務処理表（P18）のコピーと通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ）を添付し、上三川町長宛てに報告（請求）してください（〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地 上三川町選挙管理委員会宛て送付願います。）。

- (2) 上記の経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の定め
に準じて、不在者投票をした選挙人1人について1,050円を交付いたします。

なお、投票用紙等を請求しても、投票しなかった者については、経費は交付されませんので、御注意ください。

(図1)

投票用封筒(外封筒)(例)

表

令和5年12月24日執行
上三川町議会議員選挙
不在者投票
(外封筒)

投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

注意 (代理投票の仮投票の場合の代理記載人)

投票者 大山花子

裏

必ず記載すること(ゴム印可)。

不在者投票管理者
選挙管理委員会委員長
山川病院院長
立会人

投票年月日 令和五年十二月〇日

投票場所 山川病院第一病棟第一会議室

必ず記入又は記載すること(ゴム印可)。

山川一郎
海山二郎

ここまで記載すること。

表

速達

329-0696

上三川町選挙管理委員会委員長様

上三川町しらさぎ一丁目一番地

切手

不在者投票在中

必ず記入すること。
(郵便によらない場合も)

朱書きすること。

裏

不在者投票管理者の職・氏名を記入
(ゴム印可)すること。

山川病院院長 山川一郎

〇〇町〇〇〇一丁目一番地

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。(※単なる代理投票の場合は記載しない。)
(手引(P17)「④代理投票の仮投票」参照)

お 知 ら せ
当 入 中の方は、公職選挙法の定めるところにより
申出により、当 内 で不在者
投票ができることになっています。

つきましては、来る十二月二十四日に執行され
ます上三川町議会議員選挙の不在者投票を次によ
り行いますので、当 内 で不在者投票を希望
される入 中の方は、事務局まで申し出てください。

一 投票日時

令和五年十二月 日 ()

午 時 ～ 午 時

二 場 所

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者
投票をすることはできますが、事務の処理上、で
きる限り右記の日時に投票されるよう御協力くだ
さい。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示する
ことができないことになっているため、あらかじ
め候補者の氏名等を確認の上おいでください。

長

金 _____ 円也

ただし、令和 5 年 1 2 月 2 4 日執行の上三川町議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

[内 訳] (1, 0 5 0 円×不在者投票人数 _____ 人)

上記のとおり報告 (請求) いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上三川町長 様

病院等の名称 (※法人名から記載)	
所 在 地	〒 _____
	電話 (_____)
不在者投票管理者 (病院等の長) の職・氏名・印	※理事長は不在者投票管理者ではありません(下記参照)。 ……〈フリガナ〉…………… 職 名 _____ 氏 名 _____ 印

※ 病院にあっては院長、老人ホームにあっては施設長が不在者投票管理者となります。法人の理事長ではありません。

支払金融機関 (なるべく前回の選挙の時に使用した口座を記入してください。)

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店 支所 出張所	口座 番号	普通 ・ 当座
フリガナ	※一字空けがわかるように記載してください。			
口座名義				

報告担当者氏名	
---------	--

- (注 1) 投票用紙等請求書 (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。
- (注 2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。
- (注 3) 支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
また、口座名義にはフリガナを付してください。
なお、振込先の確認のため、通帳の写し (金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ) の添付をお願いします。

